だったら，さかいで　本気でゼロカーボン生活応援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，地球温暖化対策の推進および移住・定住の促進のため，市内に新たに建築されたネット・ゼロ・エネルギーハウス（以下「ＺＥＨ」という。）を取得した者に対し，予算の範囲内で，補助金を交付することに関し，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において，次に掲げる用語の定義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ＺＥＨ　外皮の断熱性能を大幅に向上させるとともに，高効率な設備システムの導入により，室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで，再生可能エネルギーを導入することにより，年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅であって，ＺＥＨロードマップ（平成２７年１２月経済産業省策定）における「ＺＥＨの定義」（Ｎｅａｒｌｙ　ＺＥＨを除く。）を満たすものをいう。

(2) 国ＺＥＨ補助金　国が実施するＺＥＨを対象とする補助金をいう。

(3) ＢＥＬＳ　「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成２８年国土交通省告示第４８９号）」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」をいう。

（補助対象住宅）

第３条　補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は，次の各号のいずれにも該当する市内の新築の戸建住宅とする。

(1) 国ＺＥＨ補助金によりＺＥＨであることが示されているものまたはＢＥＬＳ評価書によりＺＥＨであることが示されているもの

(2) 戸建住宅が，事務所，店舗その他これに類する用途を兼ねる家屋の場合は，居住用部分の面積が延床面積の２分の１以上のもの。ただし，補助対象は，居住用部分に限る。

(3) 第５条に規定する補助対象者（共有による補助対象住宅取得の場合，当該共有者を含む。）が，補助対象住宅（建物の取得と同時に土地を取得した場合は，当該土地を含む。）を取得する事業に要した費用（取引に係る消費税額および地方消費税の額を含む。次項において「取得費用」という。）が１，０００万円以上のもの

２　前項の規定にかかわらず，公共工事等に伴う移転補償（この項において「移転補償」という。）により取得した場合であって，取得費用から移転補償の額を減じた額が１，０００万円未満となる場合は，補助対象住宅としない。

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は，前条に規定する補助対象住宅を，令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの間に取得した事業（以下「補助事業」という。）に要する費用とする。

（補助対象者）

第５条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は，第７条の規定による交付申請兼実績報告を行う時点において，次の各号のいずれにも該当し，かつ本市の市税を滞納していない者とする。

(1) 補助対象住宅に居住し，補助対象住宅の所在地に住所を有し，５年以上，定住する意思を有すること。

(2) 補助対象住宅を取得し，不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）の規定により，建物の権利に関する登記を行っていること。ただし，共有名義の場合は，持分が２分の１以上の者（持分が２分の１の所有者が２名の場合は，いずれか一方）であること。

(3) 補助金の交付を受けようとする者および同一世帯の者が，坂出市東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金交付要綱（平成３１年坂出市要綱第４１号）の規定による補助金の交付を受けていないこと。

(4) 補助金の交付を受けようとする者および同一世帯の者が，坂出市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和４年坂出市要綱第２４号）第４条の住宅取得費用に係る補助金の交付を受けていないこと。

(5) 補助金の交付を受けようとする者および同一世帯の者が，坂出市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱（平成２２年坂出市要綱第７号）の規定による補助金の交付を受けていないこと。

(6) 補助金の交付を受けようとする者および同一世帯の者が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員またはこれに準ずる者でないこと。

(7) 補助金の交付を受けようとする者が，この要綱による補助金の交付を受けたことがある者または交付を受ける予定がある者でないこと。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は１戸当たり１００万円とする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は，だったら，さかいで　本気でゼロカーボン生活応援補助金交付申請兼実績報告書（以下「交付申請書」という。）（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて，所有権を取得した日から６月以内に，市長に提出しなければならない。

(1) だったら，さかいで　本気でゼロカーボン生活応援補助金に係る誓約書（様式第２号）

(2) 補助事業に係る請負契約書または売買契約書の写し（契約金額等の内訳が不明な場合は，内訳を明らかにした書類を添付すること。）

(3) 国ＺＥＨ補助金の執行団体から送付を受けた交付決定通知書および額確定通知書の写しまたはＢＥＬＳ評価書の写し（評価書にＺＥＨであることおよび一時エネルギー消費削減率が記載されているものであること。）

(4) 補助事業の完了状況が確認できる写真

(5) 補助事業に係る費用の支払いを証する書類またはその写し

(6) 補助対象者の本市の市税の完納証明書

(7) 補助対象者の属する世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの）

(8) 補助対象者が所有者として記載されている補助対象住宅（土地を取得した場合は，当該土地を含む。）の登記事項証明書

(9) その他市長が必要と認める書類

２　前項に規定する交付申請書の提出期日が，坂出市の休日を定める条例（平成元年坂出市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは，その日以後の休日でない日を提出期日とする。

３　市長は，災害その他やむを得ない理由により，期限までに申請をすることができないと認められるときは，期日を指定して提出期限を延長することができる。

（交付の条件）

第８条　この要綱の規定による補助金を受けて導入した補助対象住宅を，市長の承認を受けないで，補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸与し，担保（住宅ローン借入れのための担保は除く。以下同じ。）

に供し，または廃棄してはならない。

（交付の決定等）

第９条　市長は，第７条の交付申請書の提出があったときは，速やかに審査を行い，適当と認めたときは，補助金の額を決定し，だったら，さかいで　本気でゼロカーボン生活応援補助金交付決定兼額確定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は，前項の審査の結果，補助金を交付することが不適当と認めたときは，だったら，さかいで　本気でゼロカーボン生活応援補助金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第１０条　前条第１項の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が，当該申請を取り下げる場合は，だったら，さかいで　本気でゼロカーボン生活応援補助金交付申請取下書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

（交付の請求）

第１１条　補助決定者は，第９条第１項の規定による通知を受けた後，速やかに，だったら，さかいで　本気でゼロカーボン生活応援補助金交付請求書（様式第６号）により，市長に補助金を請求するものとする。

（財産処分制限）

第１２条　補助決定者は，補助対象住宅の財産取得日から５年を経過するまでの期間（以下「財産処分制限期間」という。）内において，補助対象住宅を補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸与し，担保に供し，または廃棄しようとするときは，あらかじめ，だったら，さかいで　本気でゼロカーボン生活応援補助金財産処分承認申請書（様式第７号）を市長に提出し，その承認を得なければならない。

２　市長は，前項の申請があった場合は，その内容を審査し，正当な理由があると認めたときは，財産処分の承認を決定するとともに，当該補助決定者に対し，だったら，さかいで　本気でゼロカーボン生活応援補助金財産処分承認通知書（様式第８号）により通知する。

３　市長は，第１項の規定による財産処分承認の申請について正当な理由がないと認めたときは，当該補助決定者に対し，だったら，さかいで　本気でゼロカーボン生活応援補助金財産処分不承認通知書（様式第９号）により通知する。

４　補助決定者は，第２項の規定による通知を受けた場合において，財産処

分制限期間に対して，補助対象住宅の処分日の翌日から財産処分制限期間の満了日までの月数（１月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは，その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

５　前項の規定にかかわらず，当該処分が天災，補助決定者の責めに帰することのできない事故その他やむを得ない事由による場合において，市長は返還するべき補助金額の全部または一部を免除することができる。

（交付決定の取消および返還命令）

第１３条　市長は，補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができるものとし，だったら，さかいで　本気でゼロカーボン生活応援補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）により通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付条件に違反したとき。

(3) 前条の規定に違反して補助対象物件を処分したとき。

(4) 前３号に定めるものを除くほか，市長の指示に従わなかったとき。

２　前項の規定により交付決定の全部または一部を取り消した場合に，既に交付した補助金があるときは，期限を定めてその全部または一部の返還を命じることができるものとし，だったら，さかいで　本気でゼロカーボン生活応援補助金返還命令書（様式第１１号）により通知するものとする。

（調査に対する協力）

第１４条　補助決定者は，市がデータの提供その他の協力を要請するときは，これに協力するものとする。

（その他）

第１５条　坂出市補助金等交付規則（平成１２年坂出市規則第３３号）およびこの要綱に定めるもののほか，補助金の交付について必要な事項は別に定める。

付　則

（施行期日等）

１　この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱は，令和８年３月３１日限り，その効力を失う。

（経過措置）

３　この要綱の失効前に住宅の引渡しが完了している者に対する補助金の交付の取扱いについては，この要綱の失効後も，なお従前の例による。